

府税の軽減を受けるための共通要件

- ◎ 事業計画認定後、3年以内に当該成長産業事業を開始していること
 - ◎ 条例に規定された府税の滞納等の除外規定に該当していないこと
- ※ 上記全ての要件を満たす必要があります。

法人府民税・法人事業税の軽減措置

- ◇ 実績報告により下記を確認できる必要があります。
 - ・成長産業事業計画に記載された設備・不動産の成長産業事業への供用
 - ・成長産業事業の実施による成果
 - ・下記の区分による府内における常用雇用者※の増加（計画認定前年度と比較）
- ※ 常用雇用者：雇用保険の被保険者であって、期間の定めのない労働契約を締結している者です。

区 分	人 数
資本金1億円以下の企業・中小企業基本法上の中小企業者・会社法上の会社以外の法人	0人以上
資本金1億円超～10億円以下の企業（中小企業者以外の会社法上の会社）	5人以上
資本金10億円超～50億円以下の企業（会社法上の会社）	10人以上
資本金50億円超の企業（会社法上の会社）	20人以上

- ◇ 軽減割合（認定成長産業事業割合）は下記により毎年度算出します。

「実績報告対象年度成長産業事業従事従業者数」又は「府内従業者増加数（計画認定前年度と比較）」のうち小さい数値
実績報告対象年度府内従業者数

- ⇒ 府外から新たに進出した企業等計画認定前年度に府内に事務所等がなく、実績報告年度において全ての従業者が成長産業事業に従事している場合のみ100%となります。
 - ⇒ 府内企業が事業拡大のため成長特区エリアに進出した場合の軽減割合の例
- （例）府内企業が既存事業【計画認定前従業者数80人】を継続したまま、年度当初に新たに成長特区事業を開始した場合、実績報告年度における府内従業者数が100人【うち成長産業事業従事従業者数20人】であれば、20人/100人となり軽減割合は20%となります。

- ◇ 実績報告認定を受けた次年度に上記割合による軽減を受けることができます。
- ⇒ 但し、法人府民税均等割は100%の時のみ適用されます。

不動産取得税の軽減措置

- ◇ 対象となる不動産は下記の条件全てを満たすものに限定されます。
 - ・成長産業事業計画に記載されている土地・家屋であること
 - ・成長産業事業計画申請後に取得したものであること
 - ・成長産業事業計画認定後3年以内に供用を開始したものであること
 - ・供用開始後1年間、成長産業事業に供用したことが確認できるものであること
 - ◇ 供用開始1年後に事業継続の認定を受けた場合に軽減を受けることができます。
- ⇒ 但し、当該不動産で成長産業事業以外に供用している部分がある場合、成長産業事業に供用している割合に応じた軽減となります。

【お問い合わせ窓口】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課
 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さしまろタワー)25F
 TEL 06-6210-9482 FAX 06-6210-9296
 URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/ritchi/tokku/index.html> 成長特区税制のご案内

成長特区における優遇税制のご案内

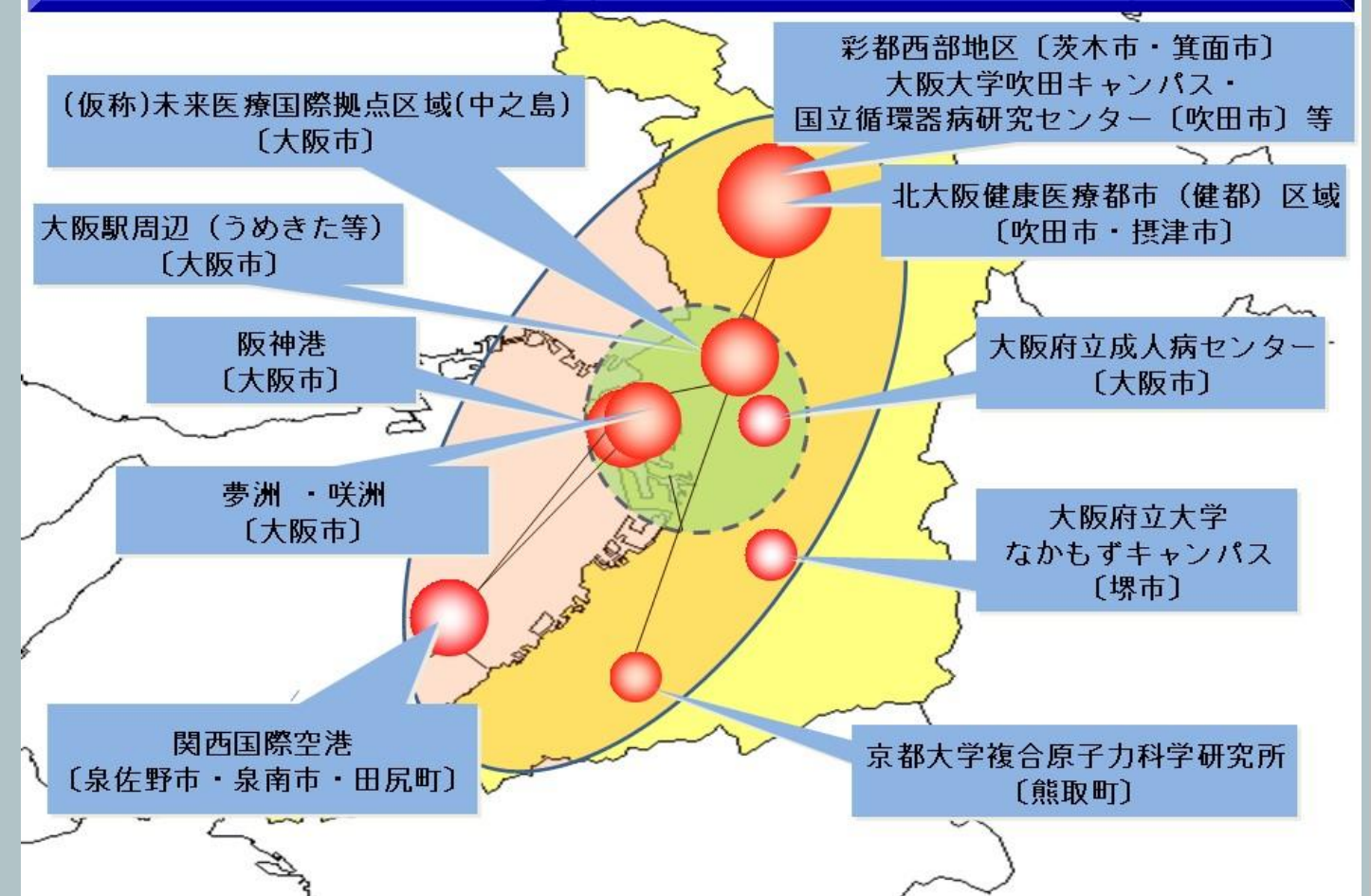
～特区の取組を強化した大阪独自の制度を創設～

大阪府内の成長特区※1に進出し、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、大阪府税が最大ゼロ※2になります！

※1 「成長産業特別集積区域」の略。

※2 最大の場合。所定の要件により軽減割合が変わります。

大阪府内の主な成長特区



制度の概要について

◆成長特区に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、地方税を軽減します。

【対象区域】（平成31年2月1日現在：詳細はお問合せ下さい）

夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区、北大阪地区（彩都西部地区等）、関西国際空港地区、北大阪健康医療都市（健都）区域、（仮称）未来医療国際拠点区域

【対象事業】（詳細は3ページをご覧ください）

「新エネルギー分野」「ライフサイエンス分野」の事業、両分野を支援する事業

【対象税目・軽減内容】（詳細はお問合せ下さい）

最大の場合！

法人府民税・法人事業税：府外から成長特区に新たに進出の場合 **5年間ゼロ+5年間1/2**

⇒ 府内から成長特区に新たに進出の場合、従業者数の増加割合※に応じて軽減します。

※ 従業者数の増加割合：原則、従業者数は事業年度の末日現在における数値ですが、年度途中で事務所等の新設・廃止等があった場合はこの限りではありません。軽減割合については、一定の算定方法により決定します。

不動産取得税：事業計画申請後に取得した土地・家屋で、事業計画認定後3年以内に供用開始し、その後1年間供用したことが確認できる場合、取得した土地・家屋にかかる取得税が最大ゼロ

【事業計画の認定方法・期間】

方法：事業者作成の「成長産業事業計画」について審査会の意見を聞いた上で知事が認定

認定申請期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日

【軽減措置の認定手続】

「成長産業事業計画」認定事業者が毎年度実績報告書を提出し、その内容を知事が認定

⇒ 不動産取得税の軽減措置は、別途手続きが必要です。

事業計画認定までの流れ

事業者の事業計画作成・申請

府担当課の確認・審査会の審査(*)

知事の事業計画認定

* 総合特区法に基づく指定法人等の指定を受けた事業者は審査会の審査を免除します。

軽減措置認定までの流れ

事業者の実績報告作成・申請(*)

府担当課の確認〔現地調査あり〕

知事の実績報告認定〔軽減割合確定〕

* 各事業年度終了後五ヶ月以内に提出する必要があります。

※具体的に申請をご検討の事業者の方は、必ず事前にご相談ください。

新エネルギー関係の対象事業

- ★ 電気を動力とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車（環境配慮型自動車）の製造又は研究開発に関する事業
 - ★ 環境配慮型自動車に充電し、若しくはその燃料を充填するための施設又は設備の研究開発又は製造に関する事業
 - ★ 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーのうち永続的に利用することができるものと認められるもの又は水素の利用に係る研究開発又は供給に関する事業
 - ★ 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業
 - ★ 先進的な技術を用いた蓄電池、太陽電池、燃料電池等の研究開発又は製造及び試験又は評価に関する事業
 - ★ 発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球若しくは照明器具若しくはエネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプその他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたもの研究開発又は製造に関する事業
- ※上記事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。

対象事業イメージ

電気自動車関連の研究開発・製造、太陽光や風力、水素等の新エネルギーの研究開発・供給、スマートコミュニティの実証、先進的な蓄電池等の研究開発・製造・試験・評価、先進的な省エネ機器の研究開発・製造 など

ライフサイエンス関係の対象事業

- ★ 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業
 - ★ 高度な細胞の再生及び移植による再生医療の研究開発又は当該再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業
 - ★ 手術の補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業
 - ★ 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品医療機器等法に規定する治験）その他臨床研究に関する事業
 - ★ 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成し、又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業
 - ★ 高度な医療を提供する医療施設若しくは医療設備の整備又は運営に関する事業
 - ★ 健康維持又は健康増進に資する高度な製品又はサービス等の研究開発及びそれに伴い必要となる製造に関する事業
- ※上記事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関するものを含む。

対象事業イメージ

高度な医薬品・医療機器の研究開発・製造、高度再生医療等の研究開発、医療・介護ロボットの研究開発・製造、治験・臨床研究、医療情報システムの研究開発、高度な医療施設・設備の整備運営、健康維持・増進に関する研究開発・製造 など

「新エネルギー」又は「ライフサイエンス」関係事業を支援する対象事業

- ★ 長距離の輸送に供する国際海上コンテナの荷役、荷さばき及び保管に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業
- ★ 国際戦略総合特別区域の区域内の地点と本邦内の地点又は本邦外の地点との間において行う航空貨物の運送に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）
- ★ 国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設その他の施設若しくは設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る）

対象事業イメージ

国際貨物（船舶・航空）、MICE※（企業等の会議、報奨・研修旅行、国際機関・団体・学会等が行う会議、展示会・見本市、イベント）※MICE(Meeting, Incentive Travel, Conference, Exhibition/Event)